

## 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小金井市（以下「市」という。）が発注する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等の契約 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品の購入、業務委託、賃貸借、役務の提供等の契約及び財産の買入れ、売払い、貸付契約等をいう。
- (2) 入札参加資格 市が発注する工事等の契約に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の5に規定する一般競争入札の参加資格並びに同令第167条の11に規定する指名競争入札の参加資格をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(入札参加除外の措置等)

第3条 市長は、入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、第14条に規定する小金井市暴力団等排除対策委員会（以下「対策委員会」という。）の審議を経て、当該入札参加資格者を市が発注する工事等の契約から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。ただし、市長が必要でないとき認めるときは、対策委員会の審議を経ることなく当該入札参加資格者に対して入札参加除外措置を行うことができる。

- 2 市長は、前項の入札参加除外措置を決定したときは、遅滞なく当該入札参加資格者に対し、小金井市入札参加除外措置通知書（様式第1号）により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定に基づき、入札参加除外措置を受けた入札参加資格者（以

下「入札参加除外者」という。) に対して入札参加除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ、当該入札参加除外者から入札参加除外措置の解除の申請があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、対策委員会の審議を経て、当該入札参加除外措置を解除することができる。この場合において、市長は、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。

4 前項の規定に基づく入札参加除外措置の解除の申請は、小金井市入札参加除外措置解除申請書（様式第2号）により行うものとする。

5 第3項の規定に基づき入札参加除外措置の解除を行ったときは、小金井市入札参加除外措置解除決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

6 市長は、第1項の規定に基づき入札参加除外措置を行ったときは、当該入札参加除外者の商号又は名称、入札参加除外措置事由、入札参加除外措置の期間等を公表するものとする。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨又は目的に照らし、公表することが適切でない情報は、除くものとする。

（勧告措置等）

第4条 市長は、前条に規定する入札参加除外措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、対策委員会の審議を経て、当該入札参加資格者に対し、必要な措置の勧告又は注意の喚起を行うことができる。ただし、市長が必要でないと認めるときは、対策委員会の審議を経ることなく、当該入札参加資格者に対して勧告措置等を行うことができる。

2 前項の規定による勧告は、小金井市暴力団等排除措置に関する勧告書（様式第4号）により行うものとする。

（入札参加資格者の審査における排除）

第5条 市長は、入札参加資格者に係る参加資格の審査に当たり、入札参加除外者の資格を認めてはならない。

（一般競争入札からの排除）

第6条 市長は、工事等の契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加又はその資格を認めてはならない。

2 市長は、入札参加又はその資格を認めた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札参加又はその資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

- 3 前2項の規定に定める措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により当該入札参加の資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知する。

(指名競争入札からの排除)

第7条 市長は、工事等の契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

- 2 市長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。
- 3 市長は、前項の規定により指名の取消し等を行ったときは、当該入札参加除外者に通知する。

(随意契約からの排除)

第8条 市長は、入札参加除外者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の目的及び内容から入札参加除外者を相手方とする必要がある場合を除く。

(下請負等の禁止等)

第9条 市長は、入札参加除外者が、市が発注する工事等の契約の全部又は一部について下請負（二次以降の下請負業者を含む。以下同じ。）を行い、又は受託（二次以降の受託を含む。以下同じ。）を行うことを承認しないものとする。

(準用)

第10条 第3条及び第6条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする特定建設共同企業体について準用する。

(契約の解除)

第11条 市長は、市が発注する工事等の契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合に、当該契約の解除ができるように契約条項を整えるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により契約を解除した場合には、当該契約の相手方に対して、違約金を請求することができる。

(指定管理者等への指導)

第12条 市長は、第3条の規定により入札参加除外措置を行ったときは、市の事務又は事業を行わせる指定管理者及び市が出資し、又は補助金、負担金その他これに準ずるものを支出している法人に対して、その所管部長を通じて同様の措置を行うよう指導するものとする。

(不当介入に対する措置)

第13条 市長は、市が発注する工事等の契約に係る契約の相手方が当該契約の履行に当たって、暴力団員等又はその関係者から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに報告を求めるとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

2 市長は、市が発注する工事等の契約に係る契約の相手方が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負業者又は受託者（以下「下請業者等」という。）が、暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請業者等に対し前項と同様の措置を行うよう、当該契約の相手方に指導を行うことを求めるものとする。

3 市長は、市が発注する工事等の契約に係る契約の相手方又は下請業者等が前2項の不当介入を受け、当該契約の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、当該契約の相手方が前2項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

（対策委員会の設置）

第14条 市は、第3条に規定する入札参加除外措置に関する審議を行うため対策委員会を設置する。

2 対策委員会は、小金井市指名業者選定等委員会規程（昭和42年規程第30号）第3条に規定する委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長が特に必要と認めた場合は、関係部課長職者の出席を求め意見を聞くことができる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務部長の職にある委員がその職務を代理する。

5 対策委員会は、委員長が招集する。

6 対策委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

7 対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

8 対策委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

（関係機関との連携）

第15条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察等関係機関との密接な連携の下に行うものとする。

（事務処理）

第16条 この要綱に定める入札参加除外措置に関する事務は、総務部管財課において処理する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

措置要件	期間
(1) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団員等である場合又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に事実上参加していると認められるとき。	当該認定をした日から24月 ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（以下同じ。）
(2) 入札参加資格者又はその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から12月
(3) 入札参加資格者又はその役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。	当該認定をした日から12月
(4) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から12月
(5) 入札参加資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1号から第4号までのいずれかの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	当該認定をした日から12月
(6) 入札参加資格者が第4条に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。	再度勧告措置を行った日から12月

様式第1号（第3条関係）

小 発第 号  
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市入札参加除外措置通知書

小金井市契約における暴力団等排除措置要綱第3条第1項の規定により、入札参加除外措置を行いましたので通知します。

なお、入札参加除外措置の内容等については、下記のとおりです。

記

1 入札参加除外措置決定日

年 月 日

2 入札参加除外措置期間

本決定から 月経過し、かつ、小金井市契約における暴力団等排除措置要綱第3条別表各号のいずれにも該当しないと市長が認め、同条第5項の規定に基づき当該措置の解除を行うまで

3 入札参加除外措置理由

4 入札参加除外措置内容

(1) 競争入札への参加

本市で実施する契約の競争入札に参加することができません。

(2) 契約の締結

貴社との契約は締結しません。

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

（宛先）小金井市長

所在地

名称

代表者（契約代理人）氏名

⑨

小金井市入札参加除外措置解除申請書

当社は、年 月 日付け小 発第 号にて入札参加除外措置を受けていますが、現在、暴力団等との関係を有しておらず、小金井市契約における暴力団等排除措置要綱第 3 条別表各号のいずれにも該当していません。

よって、小金井市契約における暴力団等排除措置要綱第 3 条第 4 項の規定により、下記のとおり入札参加除外措置の解除を申請します。

記

1 解除申請の理由

2 添付書類

(1) 誓約書

(2) 再発防止策の内容が分かる書面

様式第 3 号 (第 3 条関係)

小 発第 号  
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市入札参加除外措置解除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加除外措置の解除について、小金井市契約における暴力団等排除措置要綱第 3 条第 5 項の規定により、当該措置を下記のとおり解除することとしたので通知します。

記

入札参加除外措置を解除する日

年 月 日

様式第4号（第4条関係）

小 発第 号  
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市暴力団等排除措置に関する勧告書

貴社は、小金井市契約における暴力団等排除措置要綱第3条別表第 号に掲げる行為があると認められましたが、その相手方が暴力団等関係者であることを認識していた可能性が低いと思料されます。

したがって、入札参加除外措置は行いませんが、小金井市契約における暴力団等排除措置要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

- 1 勧告内容
- 2 勧告理由